

社会福祉法人 創樹会
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が活躍できる雇用環境整備のため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 目標

職業生活と家庭生活との両立を支援するための諸制度利用者を1～3名とする。

3. 取組内容と実施時期

①令和8年4月～ 諸制度の情報や就労継続のための労働契約を相談する体制を整え、法人内で広報し利用を促進する。

②令和9年4月～ 制度利用者をモデルケースとして紹介する。